

令和5年度第1回館林市防災会議 次第

実施日時：令和5年11月7日（火）14：00
実施場所：館林市役所5階501会議室（A・B）

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 題

- (1) 館林市防災会議の概要 【資料1】
- (2) 館林市地域防災計画の概要 【資料1】
- (3) 館林市地域防災計画修正案の概要 【資料1】
- (4) 修正案に対する意見提出について（依頼） 【資料2】
- (5) 今後の予定 【資料1】

4 質 疑

5 閉 会



資料 1

令和 5 年 度
第 1 回 館 林 市 防 災 会 議
説 明 資 料

令和 5 年 1 1 月 7 日 1 4 : 0 0 ~

館林市防災会議の概要

設置根拠	災害対策基本法第16条第1項
設置年月日	昭和39年7月1日
会長	館林市長
構成委員	計37名（指定地方行政機関、県職員、県警、市職員、教育委員会、消防団員、指定公共機関等、一部事務組合、自主防災組織・学識経験者等）
所管事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 館林市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること 2 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること 3 前2に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること 4 このほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
事務局	総務部安全安心課
近年の開催実績	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和元年度・・・3回（7月17日、11月5日、2月12日） <ul style="list-style-type: none"> ・ 館林市地域防災計画の修正 ・ 国土強靱化計画の策定 ・ 台風19号時の対応の報告 ○ 令和2年度・・・1回（5月19日：書面） <ul style="list-style-type: none"> 館林市地域防災計画の修正 ※ 新型コロナウイルスの感染拡大により、書面開催のみ実施



館林市地域防災計画の概要

館林市地域防災計画の概要

- 災害対策基本法第42条に基づき、館林市防災会議が作成する本市の防災に関する総合的かつ長期的な計画
 - ⇒ 災害予防・災害応急対策・災害復旧において、市が実施する事項について網羅的に記載
 - ⇒ 計画の策定・修正は事務局が実施し、館林市防災会議がその内容を審議・答申
- 館林市地域防災計画が準拠する主な法令・上位計画
 - ・ 災害対策基本法及び関係政省令
 - ・ 災害救助法及び関係政省令
 - ・ 水防法及び関係政省令
 - ・ 防災基本計画
 - ・ 群馬県地域防災計画 等

館林市地域防災計画が対象とする災害

- 大規模地震
- 風水害（台風、大雨）、雪害（大雪）
- 各種事故災害（航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、原子力施設事故）
- 大規模火災
- 竜巻

館林市地域防災計画修正案の概要（1 / 3）

主たる修正事由

- **法令、規則、条例等の改正**
- 上位計画（防災基本計画・群馬県地域防災計画）の修正・変更
- その他（市の取組み事項等）

法令・条例等の改正

- **避難情報の区分・名称変更**（災害対策基本法及び関連政省令）
 - ・ 「災害発生情報」を「緊急安全確保」に名称変更
 - ・ 「避難勧告」を廃止し、「避難指示」に一本化
 - ・ 「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に名称変更
- **個別避難計画（避難行動要支援者の避難計画）の作成の努力義務化及び作成・更新要領の記載**（災害対策基本法及び関連政省令）
- **広域避難の実施・受け入れ要領の記載**（災害対策基本法及び関連政省令）
- 緊急車両等に係る様式変更（災害対策基本法施行令）
- 災害救助法の適用基準の変更（災害救助法及び関連政省令）



館林市地域防災計画修正案の概要（2 / 3）

主たる修正事由

- 法令、規則、条例等の改正
- **上位計画（防災基本計画・群馬県地域防災計画）の修正・変更**
- その他（市の取組み事項等）

上位計画（防災基本計画・群馬県地域防災計画）の修正・変更

- 安否不明者の氏名公表による救助活動の効率化・円滑化（防災基本計画）
 - ・ 平時からの安否不明者の氏名等公表に係る手続等の整理
 - ・ 災害時における氏名等の公表による速やかな安否不明者の絞り込み
- 線状降水帯に関する情報発信の活用（防災基本計画）
- 長周期地震動階級に係る情報の伝達（防災基本計画）
- 避難情報発令等での専門的知見（気象防災アドバイザー等）の活用（防災基本計画）
- 避難所における食物アレルギーへの配慮（防災基本計画）
- 災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組み整備（防災基本計画）
- 群馬県地域防災計画の計画構成への準拠（群馬県地域防災計画）
- その他、新規記載事項の追加（情報収集体制の整備、災害廃棄物の処理要領、新型コロナウイルス等感染症対策等）

館林市地域防災計画修正案の概要（3 / 3）

主たる修正事由

- 法令、規則、条例等の改正
- 上位計画（防災基本計画・群馬県地域防災計画）の修正・変更
- **その他（市の取組み事項等）**

その他

- **市の機構改革等**
 - ・ 「こども局（こども班）」の追加及び分掌の規定、農政班に「ほ場整備課」を追加
 - ・ 認定こども園の追加
- **地震時の災害警戒本部及び災害対策設置基準の変更**

災害警戒本部設置基準を震度4から震度5弱に変更し、災害対策本部設置基準を震度5弱から震度5強に変更（本市の動員基準の見直しに伴う修正）
- **災害対策本部設置位置**

政策審議室から501会議室に変更（令和元年東日本台風等の教訓から関係部外機関からのリエゾン（連絡員）等の受入に必要となるスペースの確保）
- **災害対策本部事務局長の規定**

現行計画では特に定められていないところ、総務部長が本部員と兼務することを明記
- **竜巻災害における災害対策本部設置基準の明記**

現行計画では特に定められていないところ、災害救助法及び同法施行令で規定される災害救助法適応基準を準用し、計画内に明記
- その他、新規記載事項における事務分掌等の見直し

計画修正案に対する意見照会結果（1／2）

期 間：令和5年10月5日（木）～24日（火）

対 象：群馬東部水道企業団、館林衛生施設組合、庁内（各課・局・室）

組織名		意見内容（概要）	計画への反映等
群馬東部水道企業団		<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急給水に係る受援要領の変更【風水害・震災】 ○ 防災協定について一部、企業団に移管されたものが存在【資料】 	資料編を修正 （企業団に移管された旨を明記）
館林市役所	企 画 課	公式LINE運用開始に伴う情報伝達手段の追加【風水害・震災】	計画に反映
	市民協働課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民協働課の一部分掌見直し【風水害・震災】 ○ その他、他課等の分掌について見直し【風水害・震災】 	計画に反映
	地球環境課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「避難所管理体制の整備」に地球環境課を追加【風水害・震災】 ○ 初動対応時の時系列応急対策表内の対応について環境省「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」への準拠【風水害・震災】 	計画に反映
	社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉課の一部の分掌見直し【風水害・震災】 ○ 福祉班の事務分掌の整理統合【風水害・震災】 ○ 要配慮者対策について事務分掌に介護保険課を追加【風水害・震災】 	計画に反映

凡例【風水害】：風水害・雪害等対策編、【震災】：震災対策編、【資料】：資料編

計画修正案に対する意見照会結果（2 / 2）

組織名	意見内容（概要）	計画への反映等	
館 林 市 役 所	介護保険課	要配慮者対策について事務分掌に介護保険課を追加	計画に反映
	健康推進課	○ 一部事務分掌の見直し・修正【風水害・震災】 ○ 用語の修正【風水害・震災】	計画に反映
	ほ場整備課	○ 既存計画と同じく、農政班として災害時に業務従事を希望【風水害・震災】 ○ 新規設立の改良区を追加【風水害・震災】	計画に反映
	都市計画課	都市計画マスタープランの変更に伴う記載内容の修正【風水害・震災】	計画に反映
	道路河川課	館林地区消防組合の本部移転に伴い、緊急輸送道路を変更【資料】	資料編を修正
	その他	誤植等の指摘及び最新情報への更新	計画及び資料編を修正

凡例【風水害】：風水害・雪害等対策編、【震災】：震災対策編、【資料】：資料編

今後の予定

11月	<p>7 第1回防災会議</p> <p>館林市地域防災計画修正案に対する意見提出</p> <p>パブリックコメントの調整</p>
12月	<p>7</p> <p>館林市地域防災計画修正案に対する意見提出</p> <p>館林市地域防災計画の修正（意見及び細部修正事項の確認）</p>
1月	<p>パブリックコメント実施</p>
2月	<p>パブリックコメントの内容検討・計画への反映</p> <p>館林市地域防災計画の最終修正及び第2回防災会議の準備</p>
3月	<p>館林市地域防災計画の最終修正及び第2回防災会議の準備</p> <p>第2回防災会議（細部日程調整）</p>

※公表は4月以降を予定しております。

館市第208007号
令和5年11月7日

防災会議委員 各位

館林市長 多田善洋
(総務部安全安心課)
(公印省略)

館林市地域防災計画（修正案）に対する意見提出について（依頼）

貴職におかれましては、日頃より本市の防災行政の推進につきまして、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づき、本市の防災に関し、処理すべき事務等を定めた館林市地域防災計画の修正を検討しているところでございます。そこで、大変お手数ではありますが、館林市地域防災計画（修正案）を確認していただき、下記のとおり、ご意見の提供をお願い申し上げます。

記

1 依頼内容

令和5年度第1回館林市防災会議で配布する館林市地域防災計画（修正案）の内容を確認していただき、別紙で示す様式にご意見を記入してください。

別紙「館林市地域防災計画（修正案）に対する意見報告書」

2 提出期限

令和5年12月7日（木）まで

※意見なしの場合も提出をよろしく願います

3 提出方法

メール、FAX又は郵送にて提出してください。

総務部 安全安心課 危機管理・国土強靱化係
担当：阿部
電話：0276-47-5114
メール：anzen@city.tatebayashi.gunma.jp

館林市長 多田善洋様

機関名

委員名

館林市地域防災計画（修正案）に対する意見報告書

標記について、下記のとおり回答します。

記

<input type="checkbox"/> 意見なし <input type="checkbox"/> 意見あり（※以下に具体的に記入）		
編・部・章・節	修正内容・意見	理由・備考